脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.54

**アンダルシア自立生活協会（スペイン）**

**Written Submission on the Draft Guidelines on Deinstitutionalisation, including in Emergencies**

**Feedback and comments from the Independent Living Association of Andalucia**

**29 June 2022**

**緊急時を含む脱施設化ガイドライン草案に関する意見書**

**アンダルシア自立生活協会からのフィードバックとコメント**

2022年6月29日

**第1部 施設収容を終了させる義務**

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| 拘束力のある文書ではないので、必要な変化をもたらす実質的な効果はあまりないと思う。 |

**第2部：脱施設化プロセスの鍵となる要素の理解と実施**

* 脱施設化プロセス
* 選択の権利と意志・選好の尊重
* 地域に根ざした支援
* 資金と資源の配分
* 利用しやすい住宅へのアクセス
* 脱施設化プロセスにおける障害者を代表する組織を通じた障害者の関与

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| 施設での生活に代わる選択肢に関する大規模な情報キャンペーンが必要である。 |

**第3部：本人中心の差別化されたアプローチに基づく脱施設化**

* 交差性
* 障害のある女性と少女
* 障害のある子ども

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| この2つだけでなく、他の交差性にも重点を置くべきである。例えば人種や年齢など。 |

**第4部：法的・政策的枠組みの整備**

* 適切な法的環境の整備

o 法的能力の権利

o 司法にアクセスする権利

o 身体の自由と安全の権利

o 平等と非差別の権利

* 法的枠組みと資源
* o 法律

o 施設と施設で暮らす人の状況

o 地域に根ざしたサービス

o 支援システムの新しい要素の特定

o 労働力（人材）分析

* 脱施設化戦略と行動計画

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| 締約国が条約を承認・批准し、緊急事態にある場合、難民を施設以外の場所に移転させるために、他の国に強権的な条件を課すことは意味がない。  すべての国が障害者の行動能力に関する法律を制定することが極めて重要である。 |

**第5部 包摂的な地域支援サービス、システム、ネットワーク**

* 支援システム／ネットワーク
* 支援サービス
* 個別的な支援サービス
* 支援機器
* 所得支援

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| 国がパーソナルアシスタンスを実施するのは非常に難しい。これは、それを可能にする法的枠組みがないことが大きく関係する。アクセシブルで手ごろな価格の住宅も、各国ともあまり好調ではない。交通機関については、十分な言及を見た記憶がない。 |

**第6部：他の人と平等な、主流サービスへのアクセス**

* 施設を出る準備
* 地域社会での自立した生活

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| 「他者と対等な立場で」という表現は、条約の多くの条項でこの単純な表現の重要性を認識することなく、単なるキャッチフレーズになってしまっている。 |

**第8部** **危機的状況や紛争を含む人道的緊急事態における緊急脱施設化計画の制定**

* 救済、賠償、補償
* 分類されたデータ
* 脱施設化プロセスの監視
* 国際協力

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| 計画は、緊急事態や危険な状況に先立って策定されるべきである。例えば、私の国には、地域レベルで脱施設化プロセスを監督する機関が存在しない。また、条約第33条（の実施）に関して何かなされたか私は知らない。 |

**連絡先**

氏名 セザール・ヒメネス

所属団体 アンダルシア自立生活協会

連絡先Eメール：ceagimenez@yahoo.com

（翻訳：佐藤久夫、尾上裕亮）